

第3章

計画の目標

第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像

本市の目標とする環境像は、環境の現況を踏まえ第1次計画の考えを継承し、次の通りとします。

人と自然が共生する 『ふるさと栗原』の暮らしの創造

豊かな水を育む栗駒の森林、美しい田園風景を形成する迫川などの清らかな流れをもつ河川や、多くの貴重な野生動植物の生息地である伊豆沼・内沼、世界谷地など、栗原は多様な自然に恵まれています。

さらに、平成20（2008）年に発生した岩手・宮城内陸地震による栗駒山麓の崩落地は、山の成り立ちや仕組みと人間生活との関わりがわかる場所として、日本ジオパークに認定されています。

先人から引き継いできたふるさとの自然を守りながら、市民一人ひとりが地球環境を意識し、温室効果ガスの排出を抑制するなど、環境にやさしい生活をおくる必要があります。

また、事業活動に当たっては、環境に配慮し、環境負荷の低減に努め、自然と共生した産業の構築に努める必要があります。

このように、人と自然が共生することにより、健康で安全かつ安心して快適に暮らすことのできる循環型社会の形成を図るため、市民が主体となって地域づくりの取り組みを行い、その活動を市が的確に支援するためのパートナーシップを確立し、一丸となって『ふるさと栗原』の暮らしの創造を目指します。

2. 望ましい環境像を実現するための基本方針

望ましい環境像を実現していくため、5つの基本方針を設定します。基本方針の設定に当たっては、栗原市環境基本条例に掲げる施策の策定等に係る指針と本市の環境の課題を踏まえ設定します。

「栗原市環境基本条例」における施策の策定等に係る指針（第8条 抜粋）

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にしたがい、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、安全かつ安心な生活環境を確保すること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生動植物の種の保存、その他生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 公害の防止対策、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築すること。



基本方針Ⅰ

清らかな水と豊かな緑に育まれ心安らぐまち

先人から引き継いできた本市の財産でもある豊かな緑の森林、清らかな水が流れる河川、生産の場でもある里地里山、そこには様々な動植物が生息しています。これらと共存し、その恩恵を将来に継承するまちを目指します。

基本方針Ⅱ

資源を守り安心して快適に暮らせるまち

私たちが安心して快適で豊かな暮らしを営み続けるためには、環境への負荷を低減していかなければなりません。私たちの暮らしや生産活動からの環境負荷を減らし、資源を大切に、さわやかな空気、きれいな水が確保された循環型社会の構築されたまちを目指します。

基本方針Ⅲ

地球を思いやりやさしい暮らしを営むまち

私たちの生存基盤である地球の温暖化の防止に向け、温室効果ガスの排出を抑制します。エネルギー源である化石燃料の消費を抑制し、太陽光や廃棄物などの地域の資源を活用した再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を進めるまちを目指します。

基本方針Ⅳ

みんなで環境を学び行動するまち

将来にわたり自然と共生し快適で便利な暮らしを継続していくため、本市に関わるすべての人々の協力が必要です。すべての人が地域の環境を理解し守る行動をするまちを目指します。

基本方針Ⅴ

放射性物質による不安を解消し安心して暮らせるまち

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に放出されました。

放射性物質による市民の不安を解消し、安心して暮らせるまちを目指します。

3. 計画の体系

望ましい環境像の実現に向け掲げた5つの基本方針のもとに設定した施策の体系は、次のとおりです。

